

「第九次新宿区交通安全計画（素案）」の パブリック・コメントの実施結果について

1 素案決定の経緯

交通安全対策基本法第 26 条に基づき、区内の交通安全対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、「第九次新宿区交通安全計画」を策定することとし、平成 23 年 10 月に「第九次新宿区交通安全計画（素案）」を決定したことから、当該素案に対するパブリック・コメントを実施しました。

2 パブリック・コメントの実施結果

（1）実施期間

平成 23 年 10 月 15 日（土）から平成 23 年 11 月 15 日（火）まで

（2）応募者数

1 団体

（3）意見・提言総数

1 件

（4）意見要旨及び区の考え方について

裏面資料のとおり

【問合せ】新宿区みどり土木部交通対策課交通企画係 03 - 5273 - 4265

第九次新宿区交通安全計画(素案)に関するパブリック・コメントでの意見要旨と区の考え方

番号	施策分野	意見要旨	区の考え方(回答)
1	自転車の適正利用	<p>四谷地区協議会では、四谷三丁目駐輪場周辺に関する実地検証(協議会活動)を通して感じた自転車利用に関する様々な状況を協議し、集約した意見(下記意見例参照)を新宿区に伝える。</p> <p>特に自転車利用者のマナー啓発においては行政だけに頼らず、四谷地区協議会からも発信していきたいと考えている。そして今後も課題解決に向けて地域と行政が協働して取り組めるよう、意見交換の場等を持ちたいと考える。</p> <p>(代表的な意見例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コイン式駐輪の設置車幅が狭いため、自転車の形状と後から装備するカゴ等の構造などを考慮した設置幅の検討を願いたい。 ・駐輪機械は二段式になっているが、高齢者や女性には上段に上げるのは使いづらいので、構造の検討を願いたい。 ・ソーラー式のコイン精算機に不調・利用不可が見られる。等 	<p>いただいたご意見のうち、四谷三丁目駅自転車等駐輪場の駐輪施設の使いづらい点や不調については、改善するため個別に検討をします。自転車駐輪場の安全な利用に関するものについては、警察等と連携して対応していきます。</p> <p>また、計画でも掲げているように自転車利用者への駐輪マナーと走行マナーの啓発については、より効果的・効率的に行うためには、関係機関・団体等との密接な協力関係が必要と考えますので、貴協議会等と意見交換の場等を持っていきます。</p>